

## 大間町地域クラブ規約

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本クラブは、大間町地域クラブ（以下「本クラブ」という。）と称する。

#### (事務局)

第2条 本クラブの事務局を大間町教育委員会に置く。

#### (目的)

第3条 本クラブは、下北地区の公立学校に在籍する中学生がスポーツ及び文化活動に親しみ、気軽に愉しめる環境を整え、スポーツ及び文化活動の振興を図るとともに、時代を担う子ども達の心身の健全な育成と地域づくりに寄与することを目的とする。

#### (活動)

第4条 本クラブの活動は、国が定める「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」等を踏まえたものとする。

(1) 活動時間は、平日2時間以内、休日3時間以内で、平日と休日にそれぞれ1日以上の休養日を設ける。ただし、大会等でやむを得ず活動する場合は、別途、休養日を設ける。

(2) 活動成果を発表する場（大会、発表会、展示会等）を設ける。

(3) 警報発令時や学校行事、テスト期間等の活動は原則行わない。

(4) その他本クラブの目的達成のために必要な活動を行う。

### 第2章 会員

#### (会員)

第5条 本クラブの会員は、次のとおりとする。

(1) 運営会員 本クラブの運営に参画する者で、別表第1に掲げる個人、団体の長等

(2) 利用会員 本クラブの事業に参加する生徒

(3) 賛助会員 本クラブの趣旨に賛同し、クラブの発展を支援する個人、企業、団体等

#### (入会資格)

第6条 本クラブに入会できる者は、原則として下北地区の中学校に在籍し、本クラブの目的に賛同する者とする。ただし運営会員として定める者及び賛助会員として入会を希望する者は、この限りではない。

#### (入会)

第7条

1 本クラブに入会を希望する者は、会員区分に応じ入会申込書（様式第1号～様式第2号）を提出するものとする。

2 入会申込時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式第3号）を提出するものとする。ただし利用会員が入会するクラブの変更を行う場合は、当月につき1クラブのみとする。

（退会）

第8条 退会する会員は、退会届（様式第4号）を提出するものとする。

（除名）

第9条 本クラブは、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、除名することができる。

（1）本規約等に違反したとき。

（2）本クラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（会費の納入）

第10条

1 利用会員及び賛助会員は、別表第2に定める会費を納入しなければならない。

2 遠征や大会等に係る経費は、別途集金するものとする。

3 会費については、社会情勢、物価変動、本クラブの運営体制により改定する場合がある。

（会費等の不返還）

第11条 既納の会費及び各クラブ活動に伴う会費は返還しないものとする。ただし、会長が特別の事情があると認めたときは返還することができる。

（会費の滞納）

第12条 本クラブは、利用会員が事前に承認を得る場合を除いて会費の支払いを怠ったときは、各クラブ活動への参加を停止させ、又は本クラブを退会させることができる。

### 第3章 組織

（役員配置）

第13条 本クラブに、次の役員を置く。

（1）会長 1名

（2）副会長 1名

（3）監事 2名

（役員選任）

第14条

1 会長は、大間町教育委員会教育長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、運営会員の中から会長が選任する。

（役員職務）

第15条 役員職務は、次のとおりとする。

（1）会長は、本クラブを代表し、会務を総括する。

（2）副会長は代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職

務を代行する。

(3) 監事は、本クラブの会計を監査する。

(役員任期)

#### 第16条

- 1 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員任期途中で役員に欠員が生じた場合における後任の役員任期は、前任者の在任期間とする。
- 3 役員任期が満了しても、後任者が選任するまでの間はその職務を行うものとする。

### 第4章 運営協議会

(設置)

第17条 本クラブの円滑な運営及び実施にあたり、必要事項を検討及び決定するため、大間町地域クラブ運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(構成員)

第18条 協議会は運営会員のうち15名以内で組織し、次に掲げる者で構成する。

- (1) 町内各学校代表者
- (2) 各地域クラブ代表者
- (3) その他本クラブ会長が適当であると認める者

(役員)

第19条 協議会の会長、副会長及び監事は、本クラブで定める役員をそれぞれ兼ねるものとする。

### 第5章 総会

(総会)

第20条 本クラブにおいて総会の決議を要する事項については、協議会における決議をもって、総会の決議に替えるものとする。

- 2 決議事項は、次のとおりとする。
  - (1) 事業計画、収支予算、事業報告及び収支決算
  - (2) 指導者の選任及び除名
  - (3) 会員の除名及び退会処分
  - (4) その他必要と認められる事項
- 3 本クラブの総会は、会長が招集し、その議長は会長が務める。ただし、委員の過半数以上の出席（委任状を含む）がなければ開くことができない。
- 4 総会は、毎年1回以上開催する。なお、委員を招集することが難しい場合は、書面協議により総会に替えることができる。
- 5 議事は、出席委員の過半数以上をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

## 第6章 指導者

(指導者)

### 第21条

- 1 本クラブに指導者として、個人及び団体を置くことができる。
- 2 指導者は、本クラブの目的に賛同するとともに、スポーツ及び文化活動指導等、健康づくり及び青少年健全育成に熱意を有するものとし、研修会等に参加しなければならない。
- 3 指導者は、本クラブの理念に反する行為等があった場合は、総会の決議をもって除名にすることができる。
- 4 指導者に対して、本クラブの予算の範囲内において報酬及び費用弁償を支給する。
- 5 国家公務員、地方公務員が指導者となる場合は、関係法令等の遵守、各所属長の承認を得ること。

## 第7章 会計

(会計)

第22条 本クラブの会計は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 会費
  - (2) 負担金及び補助金
  - (3) 寄附金及び協賛金
  - (4) その他の収入
- (管理)

第23条 本クラブの会計は、事務局が管理執行する。

(会計年度)

### 第24条

- 1 本クラブの会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。
- 2 本クラブの出納は、翌年の4月30日をもって閉鎖する。

(専決処分)

### 第25条

- 1 本クラブの事業計画及びこれに伴う予算は、総会の決議を経なければならない。ただし、緊急を要するため、総会を開催できない場合、会長は専決処分により予算を執行することができる。
- 2 前項の専決処分をした場合は、次の総会において報告し、承認を得なければならない。

## 第8章 事故の責任

(事故の責任)

### 第26条

- 1 利用会員は、本クラブの活動に際し、地域クラブの諸規約並びに施設管理者及び指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。
- 2 前項に違反して盗難、傷害等の事故が起きた場合は、本クラブ、指導者に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

#### 第27条

- 1 本クラブの利用会員及び指導者は、スポーツ安全保険に加入するものとする。
- 2 本クラブは、活動中の事故等については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

(個人情報の保護)

第28条 本クラブが得た会員の個人に係る情報は、本クラブの運営以外の目的で使用してはならない。

### 第9章 委任

第29条 本規約に定めるもののほか、本クラブの運営上必要な事項は会長が別に定める。

#### 附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (規約第5条関係)

役職・団体名
大間町教育委員会
町内各学校代表者
陸上クラブ指導者
野球クラブ指導者
剣道クラブ指導者
バレーボールクラブ指導者

柔道クラブ指導者
フットサルクラブ指導者
バスケットボールクラブ指導者
音楽クラブ指導者

別表第2（規約第10条関係）

【利用会員】

	クラブ名	納期	金額
スポーツクラブ	陸上クラブ	毎月	月額1,000円
	野球クラブ	毎月	月額1,000円
	剣道クラブ	毎月	月額1,000円
	バレーボールクラブ	毎月	月額1,000円
	柔道クラブ	毎月	月額1,000円
	フットサルクラブ	毎月	月額1,000円
	バスケットボールクラブ	毎月	月額1,000円
文化クラブ	音楽クラブ	毎月	月額1,000円

【賛助会員】

区分	金額
個人	1口 3,000円/年
企業・団体	1口 5,000円/年